

令和5年度第3回栃木県医療対策協議会 議事概要

1 日時

令和5（2023）年12月15日（金） 18:00 ～ 19:30

2 開催方法

オンライン開催

3 出席者

別紙名簿のとおり

4 議事概要

(1) 協議事項1：令和6（2024）年度県養成医師派遣方針（案）について

①協議概要

資料1に基づき、令和6（2024）年度県養成医師派遣方針（案）について、各委員の意見を伺った。

②委員からの主な意見（要旨）

- ・県養成医師の派遣対象となる公的医療機関に社会医療法人が入っていない。社会医療法人の中は、へき地医療や周産期医療、二次救急など地域で重要な役割を担っている。他県においては社会医療法人も県養成医師の派遣先としているところが多い。

(2) 協議事項2：県内の診療科偏在への対応の方向性について

①協議概要

資料2に基づき、県内の診療科偏在への対応の方向性について報告した。

②委員からの主な意見（要旨）

- ・若い医師を集めるためには情報発信の更なる充実が必要である。

(2) 協議事項3：栃木県医師確保計画（8期前期計画）の素案について

①協議概要

資料3-1、3-2に基づき、栃木県医師確保計画（8期前期計画）の素案について報告した。

②委員からの主な意見（要旨）

- ・県養成医師それぞれが希望する専門性を身につけることは大事だが、それだけを優先させてしまうと本人に期待される役割が果たせなくなる。
また、各診療科の指導医たちも、県養成医師が置かれている立場を理解する必要がある。

（次ページへ続く）

- ・新専門医制度が開始され、臨床研修を終えたらすぐに専門研修プログラムにのらなければならないことと、県養成医師に求められる役割とのバランスを取るのが難しい。
9年間の義務の中で一定期間、地域で求められる医療を担うために専門研修プログラムが一時的に途切れたとしても、それは最終的には良い経験になるということを指導医がうまく伝えられるようにしなければならない。
- ・主要8科の医師が充足できていない現状を考えると、修学資金を貸与する条件として、選択できる診療科を一定程度制限するのもやむを得ないのではないか。
- ・臨床研修医の間では、仕事よりも生活に重点を置きたいという方がとても増えており、忙しく大変な診療科を避ける傾向にある。
診療科偏在に対して地域でどう解決するか早急に考えなければならない。
- ・麻酔科医が足りないなど、診療科偏在は栃木県に限らず全国的な問題でもある。
診療科偏在の解消に向けて、新専門医制度の見直しなど、県から国に対して強く働きかけをすべきではないか。

(3) 報告事項1：栃木県保健医療計画（8期計画）の素案について

資料4-1、4-2に基づき、栃木県保健医療計画（8期計画）の素案について報告した。

(3) 報告事項2：医師の働き方改革について

資料5に基づき、医師の働き方改革に係る県内の医療機関の準備状況について報告した。

(4) 報告事項3：研修医の募集定員の設定に係る調査の中間報告について

資料6に基づき、研修医の募集定員の設定に係る調査の中間報告について報告した。

(5) その他：地域医療提供体制データ分析事業における分析内容等について

参考資料に基づき、地域医療提供体制データ分析事業における分析内容等について報告した。

以上